

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和6年6月27日（令和6年（行情）諮詢第751号及び同第754号）

答申日：令和7年2月7日（令和6年度（行情）答申第889号及び同第890号）

事件名：「平成27年度宇宙状況監視システムの基礎的運用研究成果について（報告）」の一部開示決定に関する件

特定期間に作成された「兵器体系研究に（空幕研究または空自指定研究）」に該当する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を開示とした決定及び別紙の1（2）に掲げる文書（以下「本件請求文書2」といい、別紙の1（1）に掲げる文書（以下「本件請求文書1」という。）と併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を開示とした決定は、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年8月7日付け防官文第11956号、同年11月17日付け同第16626号及び平成30年2月7日付け同第1417号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

##### （1）審査請求書1（原処分1について）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における國の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたP D F ファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものであ

る。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたP D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたP D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(2) 審査請求書2(原処分2について)

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

(ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。

(イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）【別紙2（略）】は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」（表紙から22枚目）と定めている。

(ウ) (ア)及び(イ)の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決

定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) そこで本件開示決定通知書で特定されたP D F ファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定・明示を求めるものである。

イないしエ 上記（1）イないしエと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(3) 審査請求書3（原処分3について）

ア 上記（2）アと同旨。

イないしエ 上記（1）イないしエと同旨。

オ 上記（2）オと同旨。

カ 対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

### 第3 質問序の説明の要旨

#### 1 経緯

(1) 原処分1及び原処分2について

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年8月7日付け防官文第11956号により、本件対象文書のかがみ及び別冊の表紙について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年11月17日付け同第16626号により、本件対象文書のかがみ及び別冊の表紙を除く部分について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件質問に当たっては、それらの審査請求を併合し質問する。

なお、原処分1及び原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への質問を行うまでに約6年8か月及び約6年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、質問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分3について

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成30年2月7日付け防官文第1417号により、法5条3号に該当する部分を不開示と

する一部開示決定処分（原処分3）を行った。

本件審査請求は、原処分3に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 法5条該当性について

原処分2及び原処分3において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

### （1）原処分1及び原処分2について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求めるとして、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

### （2）原処分3について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

イないしエ 上記（1）イないしエと同旨。（ただし、「原処分2」とあるのは「原処分3」と読み替える。）

オ 審査請求人は、「対象文書に漏れがないか念のため確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

カ 上記（1）オと同旨。（ただし、「原処分1及び原処分2」とあるのは「原処分3」と読み替える。）

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- |             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| ① 令和6年6月27日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第751号及び同第754号）  |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）               |
| ③ 同年7月8日    | 審議（同上）                          |
| ④ 令和7年1月17日 | 本件対象文書の見分及び審議（同上）               |
| ⑤ 同月31日     | 令和6年（行情）諮問第751号及び同第754号の併合並びに審議 |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、令和6年（行情）諮問第751号において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

審査請求人は、原処分3（令和6年（行情）諮問第754号）について、文書の追加特定を求めているところ、本件請求文書2に係る開示請求書には、「対象文書は2017.5.10一本本B262-①と同じ。」と記

載されており、「2017.5.10一本本B262-①」とは、原処分1及び原処分2（同第751号）に係る請求受付番号であると認められる。

原処分1及び原処分2と原処分3の対象文書は同一（本件対象文書）であることから、本件対象文書の外に本件請求文書2に該当する文書は保有していないとする諮詢庁の上記第3の3（2）オの説明に不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書2に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、航空自衛隊の装備品に関する情報及び将来装備品の機能・性能等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、航空自衛隊の運用能力、装備品の質的能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定及び本件請求文書2の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を同号に該当するとして不開示とした決定については、本件請求文書2につき、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

- (1) 「兵器体系研究に（空幕研究または空自指定研究）」に該当する研究開発の成果報告のうち2015.5.7一本本B199で特定された以降に策定されたもの。文書名、文書番号及び日付：平成27年度宇宙状況監視システムの基礎的運用研究成果について 開発集団研第11号（28.6.28）
- (2) 「兵器体系研究に（空幕研究または空自指定研究）」に該当する研究開発の成果報告のうち2015.5.7一本本B199で特定された以降に策定されたもの。＊対象文書は2017.5.10一本本B262-①と同じ。＊＊前回請求では情報公開・個人情報保護審査会の調査審議を経ずに棄却されましたので再請求する次第です。

### 2 本件対象文書

平成27年度宇宙状況監視システムの基礎的運用研究成果について（報告）  
(25-R3(D)) (開発集団研第11号。28.6.28)

## 別表

不開示とした部分	不開示とした理由
別冊中、要旨、略語集、用語の解、目次及び1ページないし59ページのそれぞれの一部	航空自衛隊の装備品に係る情報及び将来装備品の機能性能並びに運用に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の運用能力、装備品の質的能力及び態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから法5条3号に該当するため不開示とした。